

愛鷹運動公園のテニスコート等指定管理者募集要項

令和7年 11 月

沼津市

愛鷹運動公園のテニスコート等指定管理者募集要項

1 募集概要

(1) 施設の設置目的

愛鷹運動公園は、沼津市の北部、愛鷹山麓の豊かな自然環境の中にあり、市民のスポーツ、レクリエーション活動の場として、また散策、休息などの憩いの場として親しまれています。

愛鷹運動公園のテニスコートと芝生広場（以下、「愛鷹運動公園のテニスコート等」という。）の公園区域は、その西側丘陵地に一体として位置し、テニスコートは市内主要施設として広く利用され、また芝生広場を有していることから、運動のみならず様々な目的のため利用できる、複合的な機能を有しています。

現在、愛鷹運動公園内には、公園内宿泊施設やマウンテンバイクパークといった民間活力を導入した施設が開業し、新たな賑わいが創出されているところであり、愛鷹運動公園のテニスコート等においてもこの機運に乗り、テニスコートの管理はもとより、公園区域全体の機能を活かした更なる魅力の向上が求められています。

沼津市では、この公園区域について、テニスコート等の管理業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び沼津市都市公園条例第15条の5の規定による指定管理者を募集します。

(2) 施設の名称

愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場

(3) 指定管理期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(4) 指定管理者の募集及び選定方法

指定管理者は公募とし、書類及び面接により、応募団体の能力や提案内容を審査し、その候補者を一団体選定します。

選定については、愛鷹運動公園のテニスコート等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行った上で市が候補者を選定します。

(5) 沼津市議会の議決による指定

候補者を選定後、沼津市議会（以下「市議会」という。）の議決を経て指定管理者として指定します。

(6) 協定締結

指定管理者の指定後、施設の管理業務に関する協定書を沼津市と締結します。

(7) 問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 緑地公園課 利用推進係

住所 〒410-8601 沼津市御幸町16番1号（市庁舎5階）

電話番号 055-934-4796 Fax 055-933-1412

E-mail ryokuti@city.numazu.lg.jp

なお、本件に関する質問方法、応募に関する書類の提出先等は本要項「11 指定管理者の募集に関する事項」、「12 応募に関する事項」を参照してください。

2 施設の概要

(1) 区域及び面積

愛鷹運動公園の区域の一部（有料施設のテニスコート及び園地の芝生広場） 3.9ha

(2) 施設内容

●テニスコート（沼津市足高字尾上201-1）

面 積	2.0ha	
供用開始	平成12年：4面、平成13年：6面・管理棟、平成14年：2面（全12面）	
施設構成	コ ー ト	砂入り人工芝12面（4ブロック雑壇状分散型） 照明施設、大会運営棟、観覧席1,740席、四阿2基、避雷針2基 水飲み場2箇所、屋外トイレ1箇所
	管 理 棟	鉄筋造平屋建184㎡ 事務室、休憩ホール、会議室、更衣室、シャワー室、トイレ
	そ の 他	駐車場、駐輪場、植栽地、街路樹ほか
休 業 日	12月29日～翌年の1月3日（ただし市と協議の上変更可）※1	
使用時間	午前9時～午後9時（ただし市と協議の上変更可）※2	

※1 現状では、12月29日～30日、1月2日～3日は営業を実施しています。

※2 現状では、一部のコートに付き、7月～9月の3か月間について、午前7時から午後9時までとしている。またそれ以外の期間については、土曜日、日曜日及び祝日並びに大会使用日に限り午前7時から供用しています。

●芝生広場（沼津市足高字尾上219-1）

面 積	1.9ha
供用開始	平成5年：芝生広場、平成7年：駐車場、平成18年：園路広場
施設構成	芝生園地、園路、樹林地 ロープ遊具1基、四阿1基、ベンチ9基 駐車場、街路樹ほか
利用時間	常時開放

3 管理運営の基本方針

指定管理者は、次の基本方針に基づいて、愛鷹運動公園のテニスコート等の適正な管理運営に努めるものとします。

- (1) 愛鷹運動公園のテニスコート等は、公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いをするとともに、利用者が安心して安全に利用できるよう努めること。
- (2) 指定管理者は、愛鷹運動公園のテニスコート等の効用を最大限に発揮できるよう管理運営に努めること。
- (3) 指定管理者は、行政の代行としての基本姿勢に立ち適正な管理運営に努め、市民の信頼に応えること。
- (4) 施設の特性を生かし、利用者数の増加に努めること。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、沼津市都市公園条例第15条の7に規定する業務とします。

- (1) 公園内の行為の許可に関する業務
- (2) テニスコートに係る使用の許可に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

5 指定管理者と市との責任分担

指定管理者と市との責任分担は、次のとおりです。

項 目	指定管理者	沼 津 市
包括的管理責任		○
公園の管理運営（苦情・事故対応、広報等を含む。）	○	○（条例等規定事項）
公園占用許可		○
公園施設設置管理許可		○
公園内行為許可	○	
テニスコートの使用許可等	○	
施設、設備、備品、植物等の維持管理・保守点検	○	
施設等の修繕	○（年間80万円を上限）	○（左記のほか）
不可抗力	○	○
物価・金利・需要変動	○	
災害時の対応	○（調査・報告、応急措置）	○（指揮、指示、復旧措置）
第三者への賠償（事案による）	○	○
賠償責任保険、傷害保険、約定履行費用保険	○	
火災保険		○
指定管理業務終了時の費用	○	

6 利用料金の取扱い

テニスコートの利用料金は、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度により、指定管理者の収入とします。

利用料金の額は、沼津市都市公園条例第15条の9に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。（別表参照）※

利用料金の減免及び還付は、市長が定める基準により指定管理者が決定します。なお、その減収分については、市では補填しません。

※別表に記載されている利用料金については、令和7年11月議会に上程する条例改正案の額です（施行期日 令和8年4月1日予定）。なお、令和7年11月議会で否決された場合は、従来の利用料金が上限となります。

7 管理運営経費の取扱い

管理運営経費は、原則としてすべて指定管理者が利用料金収入によって賄います。

8 市への納付金の取扱い

指定管理者には、利用料金収入から一定額を市に納付していただきます。この市への納付金の具体的な金額は、下限を0円とし、応募者に提案していただきます。

なお、決算で収支計画を達成できない場合であっても、災害等の不可抗力による場合を除き、市では特別な措置は講じません。

また、指定管理者が指定管理業務を市が示した水準どおりに実施する中において、指定管理期間内での過年度の収支状況を加味した上、当該年度における余剰金の50%を翌年度に市へ納入するものとします（10万円未満切り捨て）。

ただし、返納金相当分の費用により市が指定した修繕等を行った場合は、返納を求めません。

具体的な納付の時期及び方法は、指定管理者の指定後に協定で定めます。

9 第三者による実施

指定管理者は、市との協議により、事前に市の承諾を受けた場合、設備等の保守点検等の業務を第三者に委託することは可能ですが、主たる管理運営業務を一括して第三者に委託することはできません。

10 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、あらかじめ市の承認を受けて、自己の責任と費用により自主事業（利用料金以外の料金を徴収し、又は徴収しないで、テニス教室等イベントの開催、物品・飲食品の販売、花壇設置などを行うこと。）を企画、実施し、自らの収入とすることができます。

なお、自主事業収入の一部は、還元金として市へ納付することとし、下限を0円とし、応募者に提案していただきます。

11 指定管理者の募集に関する事項

(1) 募集に関するスケジュール

- ・募集の周知（募集要項の配布）： 令和7年11月14日（金）
- ・質問受付： 令和7年11月26日（水）～12月2日（火）
- ・質問回答： 令和7年12月5日（金）（予定）
- ・申請書受付： 令和7年12月5日（金）～12月15日（月）緑地公園課必着
- ・選定委員会（ヒアリング）： 令和7年12月中旬予定
- ・候補者の選定： 令和7年12月下旬予定
- ・通知： 令和7年12月下旬予定
- ・指定管理者の指定： 令和8年3月下旬予定
- ・協定締結： 令和8年4月1日

（注）本スケジュールは、募集要項等の公表日時点の予定であり、変更となる場合があります。

(2) 募集の手続き

① 募集の周知及び募集要項等配布

本指定管理者の募集については、沼津市のホームページに掲載し周知します。応募に必要な各様式等は、同ホームページからダウンロードしてください。なお、窓口での配布は行いません。

② 質問書の受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。なお、現地説明会は実施ませんが、申請予定団体が自ら現地を見学することは構いません。詳細については、下記のとおりお問い合わせください。

- ・受付期間： 令和7年11月26日（水）～12月2日（火）午後5時までに緑地公園課に到達したもの。
- ・質問方法： 指定様式である質問書（様式9）に必要事項を記入のうえ、電子メールで送付してください。なお、メールの件名を「愛鷹運動公園のテニスコート等応募に関する質問」としてください。
電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。
- ・送付先： E-Mail ryokuti@city.numazu.lg.jp
- ・担当： 沼津市都市計画部 緑地公園課 利用推進係

③ 質問書の回答

質問に対する回答は、メールで送信します（令和7年12月5日（金）予定）。回答にあたっては、質問をした団体名は公表しませんが、期間中受け付けた全ての質問を一覧として回答します。

なお、質問内容が不明瞭なもの、募集に関する意見の表明、募集に直接関係のない質問・意見・提案と解されるものについては回答しないこともありますので、質問内容は明確かつ簡潔に記述してください。

④ 申請書類の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

- ・受付期間 : 令和7年12月5日（金）～12月15日（月）
- ・受付時間 : 受付期間の各日午前8時30分から午後5時15分まで
- ・受付方法 : 申請書類は、下記提出先まで持参、書留郵便又はレターパック（必着有効）で提出して下さい。FAX、電子メール等による提出は一切受け付けません。また、提出期限後における申請書類の変更（軽微な修正を除く）及び追加は認めません。
- ・提出先 : 沼津市都市計画部 緑地公園課 利用推進係
住所 〒410-8601 沼津市御幸町16番1号（市庁舎5階）

⑤ 選定委員会の開催

申請書類の受付後に選定委員会を以下のとおり開催します。なお、事前に質問事項の連絡や質問説明資料を求めることがあります。

- ・開催日 : 令和7年12月中旬予定

なお、審査の時間・会場・実施方法等については、別途、事前に通知します。

※ 選定委員会では、指定管理者の候補者選定のため、申請団体から提出される申請書類についてヒアリングを実施し、選定委員からは市が選定を行う上で参考となる意見を述べていただきます。

⑥ 候補者の選定

応募団体の中から候補者を一団体選定します。審査結果は、全応募団体へ文書にて通知します（12月下旬予定）。なお、共同事業体で応募した場合は、共同事業体の代表団体あてに通知します。

⑦ 指定管理者の指定

市議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定します（3月下旬予定）。

⑧ 指定管理者との協定締結

沼津市は、候補者と協定内容について協議のうえ、指定管理者と協定を締結します（4月1日）。

⑨ 現指定管理者との引継ぎ

新指定管理者が現指定管理者から変更（交代）となる場合は、議会の議決により指定管理者と指定されてから、協定を締結するまでの間に、両方で業務の引継ぎを行っていただきます。

12 応募に関する事項

(1) 応募者

① 応募資格

応募者は、法人格を持つ団体又はグループとし、個人や複数申請は受け付けません。グループの場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしてください。なお、構成団体についてもすべて法人格を持つ団体とします。

② 応募者の制限

次に該当する団体（構成団体も含みます）は、応募者となることができません。

- （ア） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- （イ） 直近1年間に、国税及び地方税を滞納している団体
- （ウ） 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている団体。民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている団体。または、銀行取引の停止、主要取引先との取引の停止等の事実がある団体
- （エ） 募集開始日から遡り直近1年間に、沼津市から指名停止を受けている団体
- （オ） 市長及び市議会議員本人が経営に関わる団体
- （カ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等が構成員となっている団体及びそれらの利益となる活動を行う団体
- （キ） 他の自治体において、途中で指定管理者の取り消しを受けた団体

（2）申請書類

次に掲げる申請書類（正本1部・副本5部）を、令和7年12月5日（金）～12月15日（月）までの期間に、緑地公園課に提出してください。様式は本要項の16ページ以降に掲載されている「愛鷹運動公園のテニスコート等指定管理者応募に関する様式集」を参照してください。書類が1枚に収まらない場合は、適宜追加作成するなどして記載してください。期限後の変更や追加は認めません。なお、書類の不備は、審査時の減点もしくは失格の対象となります。

- ① 指定申請書（様式1（沼津市都市公園条例施行規則第29号様式））
 - ・ 原本に押印必要、副本は写し可
- ② 宣誓書（様式2）
 - ・ 共同事業体の場合は全構成団体が提出
 - ・ 原本に押印必要、副本は写し可
- ③ 団体概要（様式3）
 - ・ 共同事業体の場合は代表団体が提出
- ④ 類似施設管理実績一覧表（様式4）
 - ・ 共同事業体の場合は代表団体が提出
- ⑤ 共同事業体構成書（様式5）
 - ・ 共同事業体の場合のみ提出
- ⑥ 令和8年度～令和12年度の愛鷹運動公園のテニスコート等の事業計画書及び収支予算書（様式6-1、6-2、6-3）
- ⑦ 確約書（暴力団排除）（様式7）
 - ・ 共同事業体の場合は全構成団体が提出
 - ・ 原本に押印必要、副本は写し可
- ⑧ 団体に関する書類
代表団体はすべて提出、構成団体は（ア）～（エ）を提出してください。

- (ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (イ) 登記事項証明書
- (ウ) 直近 1 年間の国税の納税証明書（法人税及び消費税）
- (エ) 直近 1 年間の地方税の納税証明書（課税されているもの）
- (オ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の経営計画書及び収支計算書
（事業計画や収支予算がわかるもの）（様式は任意、可能な限り A 4 サイズ）
- (カ) 直近 3 年間の経営報告書（事業内容の実績がわかるもの）
（様式は任意、可能な限り A 4 サイズ）
- (キ) 直近 3 年間の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書等）
（様式は任意、可能な限り A 4 サイズ）
- (ク) 直近 3 年間の人員表（様式は任意、可能な限り A 4 サイズ）
・各決算期末の常勤役員数、常勤従業員数を記載してください。
- (ケ) 役員名簿（様式は任意、可能な限り A 4 サイズ）
・直近の役員名簿を提出してください。

(3) 留意事項

① 重複提案について

応募一団体（共同事業体）につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

② 提案内容の変更

提出された申請書類の内容を変更することはできません。

③ 虚偽の記載

申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

④ 関係者との接触

申請者もしくは申請者の代理人その他の関係者が選定委員会委員等、本公募関係者に対し、接触を求めたり、文章等を送付したり、利益を供与するなど申請者を有利にするよう働きかけた場合や他者を不利にするよう働きかけた場合は失格となります。

⑤ 共同事業体の構成員の変更

代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体の変更は、業務遂行上の支障がないと沼津市が判断した場合には、変更を可能とするものとします。（その際は共同事業体構成書及び宣誓書、団体に関する書類等を再提出してください。）

(4) 申請書類の取扱い

① 著作権

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、沼津市が審査を行う作業や審査結果の公表等に必要な場合その他沼津市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

申請書類は、沼津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 3 日条例第 4 号）第 2 条第 1 号に定める公文書となるため、選定結果にかかわらず情報公開の対象となります（同条

例第5条に規定する非開示情報を除く)。そのため、当該指定管理者選定後、申請、事業計画書等の内容について情報開示請求があった場合、また、その他市長が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

② 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国内の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は申請者が負うものとします。

③ 内容変更の禁止

提出された申請書類の内容を変更することはできません（軽微な修正を除く）。

④ 返却

申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

⑤ 申請の取下

申請書類を提出した後に取下げる際には、申請取下書（様式8）を提出してください。

⑥ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

⑦ 追加提出

市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

13 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の設置

① 選定委員会の役割

指定管理者の候補者の選定について、各分野の有識者からなる選定委員より意見を出してもらうこと。

(2) 基本的な選定基準

① 愛鷹運動公園のテニスコート等の利用に関し、平等性が確保できること。

② 愛鷹運動公園のテニスコート等の効果的な管理を実現できること。

③ 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

※「愛鷹運動公園のテニスコート等指定管理者の選定等に関する要綱」による。

(3) 審査方法

選定委員会では、書類及び面接により、応募団体の能力や提案内容を審査していただき、それを受け、市において候補者を一団体選定します。

愛鷹運動公園のテニスコート等指定管理者選定基準

基本項目			採点基準	配点	
1	施設の利用 に関する平 等性の確保	管理運営の基本 方針	(1) 市の基本的な政策や計画、施設設置目的に合致した施設管理運営に 関する基本方針を持ち、適正な目標が設定されているか。	5	
		利用者の平等性 の確保	(2) 利用者の平等な利用の確保がされているか（公平性の確保、高齢 者・障がい者等への配慮）	5	
	小計			10	
2	施設の 効果的な管 理の実現	施設の効用発揮	(1) 公園の特性と課題を理解しているか	5	
			(2) 利用促進や利用者増のための手法は適切・現実的か	10	
			(3) 施設の設置目的の達成に向けて、地域や関係団体（周辺施設）等と の連携した取り組みが期待できるか	5	
	利用者サービス の向上		(4) 利用者ニーズの把握や自己の運営状況をチェックし、サービスの質 を維持・向上するための提案があるか	5	
			(5) 市民の声や利用者からの苦情・要望等を把握し、それらを改善、反 映させる仕組みが検討されているか	5	
	施設の維持管理 等		(6) 維持管理方法は適切・効率的か。また、個人情報保護等、関係法令 を理解し、法令遵守が確保できる体制となっているか。	5	
			(7) 防犯・防災対策や、非常時災害時の危機管理体制等が検討されてい るか。また、管理運営における安全、安心面の具体的な取り組みが されているか。	5	
	自主事業等		(8) 施設設置目的達成に向けた自主事業の提案等、その他特に評価でき る提案があるか	(テニスコート)	10
				(芝生広場)	5
	小計			55	
3	事業計画に 基づく管理 を安定して 行える能力	収支計画	(1) 収支の積算が事業計画と整合しているか	5	
			(2) 管理経費の縮減に関する方針や工夫がされているか	5	
			(3) 市への納付金等は適切か	5	
		人員体制		(4) 人員体制は適切か、人材確保の方策はされているか	5
				(5) 職員の指導育成、研修体制は十分か	5
		実績及び経験	(6) 同種・同類施設の管理実績があり、成果を挙げているか	5	
		財政的基礎	(7) 経営基盤が安定しているか、良好な事業実績を有しているか	5	
	小計			35	
合計			100		

14 協定書の締結等

市議会の議決を経て指定管理者として指定されてから、業務の引継ぎを行うとともに、指定期間における包括的な事項を定める基本協定と単年度ごとに詳細事項を定める年度協定を締結します。

(1) 基本協定において定める主な事項（予定）

- ① 指定期間に関する事項
- ② 業務の範囲や実施条件に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 市及び指定管理者が支払うべき経費に関する事項
- ⑤ 市の備品と管理方法
- ⑥ 業務の再委託に関する事項
- ⑦ 個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 情報セキュリティに関する事項
- ⑨ 実地調査及び実績評価に関する事項
- ⑩ リスク分担に関する事項
- ⑪ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ⑫ 損害賠償に関する事項
- ⑬ その他沼津市が必要とする事項

(2) 年度協定において定める主な事項（予定）

- ① 期間に関する事項
- ② 市及び指定管理者が支払うべき経費に関する事項
- ③ その他沼津市が必要とする事項

15 モニタリングに関する事項

モニタリングとは、指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例等のほか協定書等に基づき適正かつ確実なサービスが提供されているかどうか、サービスの安定的、継続的な提供が可能なのかどうかについて、各種報告書、利用者アンケート調査、実地調査などの方法によりデータを収集し、評価を行うことです。

市では、指定期間中に各種モニタリング（月例モニタリング、定例共同モニタリング、年度モニタリング、外部モニタリング等）を実施し、事業評価を行います。

(1) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書を提出するほか、月ごとに月次報告書、市の求めに応じて利用者アンケート結果等を沼津市に提出します。

(2) モニタリングの実地調査の実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

(3) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、沼津市は指定管理者に必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

16 その他

(1) 関連法令等の遵守

- ① 地方自治法
- ② 都市公園法
- ③ 労働基準法
- ④ 沼津市都市公園条例
- ⑤ 沼津市都市公園条例施行規則
- ⑥ 沼津市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ⑦ その他関連する法令等

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、沼津市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合、沼津市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう、適切な引き継ぎを行わなければなりません。

② 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について沼津市と協議するものとします。

(3) 指定期間終了後の引継ぎ

指定管理期間終了後、再び公募により指定管理者を決定する場合には、別の団体への引継ぎが発生することがあります。その場合、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう、適切な引き継ぎを行わなければなりません。

(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

沼津市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(5) その他の事項についての協議

本募集要項や協定で定めた事項のほか、指定期間中において、業務内容の変更、施設の改修、休止等を行う場合があります。

実際に変更を検討する段階では、市はあらかじめ指定管理者と協議を行い、十分な移行期間を設けるものとします。

また、変更により条例の改正を要する場合は、市議会の議決をもって変更することになります。

最終的な変更の手続きは、協定書の変更・再締結によって行います。

(6) 監査

- ① 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。
- ② 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(7) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者のモニタリング結果については、本市ホームページにて公表します。

また、申請書等、市に提出する書類については、沼津市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例第5条に掲げる非開示事由を除いて、全て公開します。

別表 愛鷹運動公園のテニスコート 利用料金の上限額

- ・沼津市都市公園条例別表第2より。
- ・利用料金は指定管理者の収入となります。
- ・実際の利用料金の額は、この範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。
- ・下記表に記載の金額は、令和7年11月議会への上程を予定している条例改正案の金額であり、議決まで確約できるものではありません。

条例改正案

区 分				基本利用料金	
コート	入場料を徴収しない 場合	一般	市内	1 面 2 時間につき	1,460円
			市外	1 面 2 時間につき	2,920円
		児童・生徒	市内	1 面 2 時間につき	730円
			市外	1 面 2 時間につき	1,460円
	入場料を徴収する場合			1 面 2 時間につき	4,400円
照明施設				1 面 1 時間につき	260円
大会運営棟				1 棟 1 時間につき	260円

現在の利用料金の上限額

区 分			基本利用料金	
コート	入場料を徴収しない場合	一般	1 面 2 時間につき	1,460円
		児童・生徒	1 面 2 時間につき	730円
	入場料を徴収する場合		1 面 2 時間につき	4,400円
照明施設			1 面 1 時間につき	260円
大会運営棟			1 面 1 時間につき	260円